

審査基準

○ 申出による免許の交付(第 104 条の 4 第 3 項)

令和 5 年 1 月 4 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 104 条の 4 第 3 項
処分の概要	申出に係る免許の交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 104 条の 4 第 1 項及び第 2 項(申請による取消し)、第 107 条第 2 項(免許証の返納等)、道路交通法施行令第 39 条の 2 の 3(申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)、第 39 条の 2 の 4(申請による取消しの基準)、道路交通法施行規則第 30 条の 9(取消しの申請等)
審査基準	
標準処理期間	1～30 日 (運転免許センター等 1 日、警察署 30 日)
申請先	運転免許センター等又は県内全警察署(岡山北、倉敷及び津山警察署を除く。)の交通課(交通第一課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係